

諮問番号：諮問第 233 号

答申番号：答申第 233 号

答申書

第 1 審査会の結論

北九州市長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った児童手当法（昭和 46 年法律第 73 号。以下「法」という。）の規定に基づく児童手当受給事由消滅処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求めるというもので、その理由は次のとおりである。

- (1) 審査請求人は、北九州市から本件処分を受けた。
- (2) 北九州市は、支給事由が消滅した日を令和 4 年 5 月 31 日とし、消滅した理由を、審査請求人の子（以下「対象児童」という。）が国内に住所を有しなくなったためとしている。
- (3) しかしながら、対象児童の住所地は、北九州市に令和 4 年 12 月 28 日現在も登録されてあるのだから、本件処分は、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 3 条第 2 項に規定されてある「市町村長その他の市町村の執行機関は、住民基本台帳に基づいて住民に関する事務を管理し、または執行する・・・」市町村長等の責務に違反しており、違法である。
- (4) 本件処分により、北九州市は、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与することを怠っており、審査請求人等は、その権利及び利益を侵害されている。
- (5) 審査請求人は、対象児童が「住所を有する」と認定されるかについて、事前に、所管する総務省に確認し、対象児童は、国内に住所を有しているとの回答を得ている。

2 審査庁の主張の要旨

本件処分は法令の規定に沿って適切に行われており、処分庁の判断に誤りはない。

よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

(1) 対象児童が法第3条第1項の「児童」に該当するか否か

法第3条第1項は、法における「児童」を、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であって、①日本国内に住所を有するもの又は②留学その他の内閣府令で定める理由により日本国内に住所を有しないものをいうと規定している。

また、法第4条第1項は、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（施設入所等児童を除く。）等を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であって、日本国内に住所を有するもの等に児童手当を支給すると規定している。

したがって、審査請求人が児童手当を受給するためには、対象児童が法第3条第1項に規定する児童に該当する必要があることから、上記①又は②の要件に該当するか否かを以下、検討する。

①について、審査請求人は、対象児童の住所地が北九州市に登録されていることから、本件処分は、住民基本台帳法第3条第2項に規定されている市町村長等の責務に反するものであり、違法である旨主張している。

このことについて、法第3条第1項が規定する「住所」とは、住民基本台帳事務処理要領の第1の3において「客観的居住の事実を基礎とし、これに当該居住者の主観的居留意思を総合して決定」することとなっている。また、住民基本台帳法にいう住所について、判例は、「生活の本拠（民法第22条）、すなわち、その者の生活に最も関連の深い一般的生活、全生活の中心を指すものであり、一定の場所がある者の住所であるか否かは、客観的に生活の本拠としての実体を具備しているか否かによって決すべき」とした原審判決（大阪高等裁判所平成19年1月23日・判例時報1976号34頁）を支持している（最高裁判所第二小法廷平成20年10月3日判決・集民第229号1頁）。

次に、令和4年2月3日付けで、東京出入国管理局長から処分庁に対し、対象児童の日本人出帰国記録について、対象児童の誕生日である令和2年7月25日から令和4年1月30日までの間に日本に入国又は日本から出国した経歴がない旨の回答があったこと及び同年6月30日に審査請求人と北九州市門司区役所の職員が行った面談の中で、対象児童は令和2年7月にベトナムで出生して以来、日本には一度も来ていないと審査請求人が発言したことが認められる。

したがって、対象児童には、日本国内における「客観的居住の事実」又は「生活に最も関連の深い一般的生活、全生活の中心」である実体が存在するとはいえ、そのため「日本国内に住所を有するもの」とは認められない。

また、②については、対象児童が、本件処分が審査請求人に通知された令和4年9月26日時点で2歳であり、「留学その他の内閣府令で定める理由により日本国内に住所を有しないもの」とは認められない。

以上から、対象児童は法第3条第1項に規定する「児童」に該当せず、同項を前提とする法第4条第1項各号にも該当しないといえるので、本件処分に違法又は不当な点はない。

(2) 審査請求人の主張について

そのほか、審査請求人は本件処分が取り消されるべき理由として、処分庁は本件処分により、家庭等における生活の安定に寄与することを怠っており、審査請求人等が、その権利及び利益を侵害されている旨及び対象児童が国内に住所を有する旨を総務省に確認した等縷々述べているが、いずれも本件処分に影響を与えるものとは認められないことから、審査請求人の主張を採用することはできない。

その他、本件処分に違法又は不当な点はない。

以上のとおり、本件審査請求には理由がないので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和5年11月24日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、令和6年1月18日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

法第3条第1項は、法における「児童」を、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であって、①日本国内に住所を有するもの又は②留学その他の内閣府令で定める理由により日本国内に住所を有しないものをいうと規定している。

また、法第4条第1項は、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（施設入所等児童を除く。）等を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であって、日本国内に住所を有するもの等に児童手当を支給すると規定している。

法第3条第1項における「住所」については、住民基本台帳法第4条の規定により、

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 10 条第 1 項に規定する住民の住所と同一のものを指すとされ、総務省が定める「住民基本台帳事務処理要領」（昭和 42 年 10 月 4 日法務省民事甲第 2671 号等法務省民事局長等通知）第 1 の 3 では、「住所の認定に当たっては、客観的居住の事実を基礎とし、これに当該居住者の主観的居留意思を総合して決定する」とされている。

本件についてこれをみると、東京出入国管理局長から処分庁に対し、対象児童が、誕生日である令和 2 年 7 月 25 日から令和 4 年 1 月 30 日までの間に日本に入国又は日本から出国した経歴がない旨の回答があったこと及び審査請求人が北九州市門司区役所の職員との面談の際、対象児童は令和 2 年 7 月にベトナムで出生して以来、日本には一度も来ていないと発言したことが認められる。

したがって、対象児童には、日本国内における「客観的居住の事実」が存在するとはいえず、そのため法第 3 条第 1 項に規定する「日本国内に住所を有するもの」に該当するとは認められない。

また、同項では「留学その他の内閣府令で定める理由により日本国内に住所を有しないもの」と規定されているが、内閣府令である児童手当法施行規則（昭和 46 年厚生省令第 33 号）第 1 条では、内閣府令で定める理由として留学しか規定されていない。対象児童は、本件処分が審査請求人に通知された令和 4 年 9 月 26 日時点で 2 歳であることから、法第 3 条第 1 項に規定する「留学その他の内閣府令で定める理由により日本国内に住所を有しないもの」に該当するとは認められない。

以上のことから、対象児童は法第 3 条第 1 項に規定する「児童」に該当せず、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、審理員意見書を参酌した上で本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第 1 のとおり、これを是認するものである。

委員 小原 清 信
委員 内田 敬 子
委員 谷本 拓 也